

著作 権	判決年月日	令和元年12月26日	担 当 部	知財高裁第4部
	事件番号	令和元年(ネ)第10048号		

- 2羽のペンギンを撮影した1枚の写真の著作物について、被写体のペンギンを1羽ずつ複製及び公衆送信した各行為について、各ペンギンの写真に独立した著作物性を認めて2個の著作権侵害を認定した上で、著作権法114条3項の損害額の算定においては、上記各行為を全体としてみれば1個の著作物を1回利用したものと評価することができるとした事例。
- 著作権等侵害訴訟に先立ち被告を特定するためにされた仮処分申立事件において、仮処分申立事件に係る弁護士費用のうち裁判所に提出する書類の訳文に係る翻訳料相当分について、不法行為と相当因果関係がある損害と認めなかった事例。

(事件類型) 損害賠償 (結論) 原判決一部変更

(関連条文) 著作権法2条1項9号の5イ, 15号, 19条, 20条, 21条, 23条1項, 114条3項, 民法416条1項, 709条

(原審) 東京地裁令和元年5月31日判決(平成30年(ワ)第32055号)

判 決 要 旨

1 本件は、1審原告が、1審被告が1審原告の著作物である写真(以下「本件写真」という。)の画像データを一部改変の上、オンライン・カラオケサービス(以下「本件サービス」という。)のアカウントの自己のプロフィール画像等としてアップロードした行為が1審原告の著作権(複製権及び公衆送信権)及び著作者人格権(氏名表示権及び同一性保持権)の侵害行為に当たる旨主張して、1審被告に対し、著作権侵害及び著作者人格権侵害の不法行為に基づく損害賠償として、168万9848円及びうち84万4924円に対する平成28年1月7日から、うち84万4924円に対する同年2月18日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原判決は、1審原告が主張する2つの著作権等侵害行為を一連の不法行為と捉えた上、1審被告に対し、71万2226円及びこれに対する同日(原告が主張する2回目の侵害行為の日)から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を命じる限度で1審原告の請求を認容し、その余の請求を棄却した。

原判決に対して、1審原告は、1審原告の敗訴部分のうち、76万6000円及びこれに対する遅延損害金の支払請求を棄却した部分を不服として控訴を提起し、1審被告は、1審被告の敗訴部分全部を不服として控訴を提起した。

2 本判決は、大要、次のとおり判断して、1審被告の控訴に基づき、原判決を一部変更し、1審被告の支払額元金を減額して、かつ、遅延損害金の起算日を各侵害行為の日として、1審被告に対し、58万2226円及びうち29万1113円に対する平成28

年1月7日（1回目の侵害行為の日）から、うち29万1113円に対する同年2月18日（2回目の侵害行為の日）から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう命じた。

(1) 本件写真の著作権及び著作者人格権の侵害の成否について

本件写真は、1審原告が2羽のペンギンが前後（写真上は左右）に並んで歩いている様子を構図、陰影、画角及び焦点位置等に工夫を凝らし、シャッターチャンスを捉えて撮影したものであり、1審原告の個性が表現されているものと認められるから、創作性があり、1審原告を著作者とする写真の著作物（同法10条1項8号）に当たる。

また、本件写真の2羽のペンギンのうち、右側のペンギンのみを被写体とする部分は、著作物である本件写真の一部であるが、当該部分にも構図、陰影、画角及び焦点位置等の点において、1審原告の個性が表現されているものと認められるから、創作性があり、独立した著作物性があるものと認められる。同様に、本件写真の2羽のペンギンのうち、左側のペンギンのみを被写体とする部分は、著作物である本件写真の一部であるが、1審原告の個性が表現されているものと認められるから、創作性があり、独立した著作物性がある。

1審被告は、平成28年1月7日頃、1審原告が本件写真を画像データ化した画像（以下「原告画像」という。）をインターネットのウェブサイトからダウンロードし、同日頃には、原告画像の2羽のペンギンのうち、右側のペンギン及びその背景のみを切り出すトリミング処理をし、原告画像に存在した原告氏名表示を削除した上で、当該画像データを本件サービスのプロフィール画像として使用するためにアップロードし（以下「行為1」という。）、同年2月18日頃には、原告画像の2羽のペンギンのうち、左側のペンギン及びその背景のみを切り出すトリミング処理をし、原告画像に存在した1審原告の氏名表示を削除した上で、当該各画像データを前同様にアップロードし（以下「行為2」という。）、これらのアップロードにより、本件写真の一部が有形的に複製され、送信可能化されたものと認められるから、1審被告の上記各行為は、それぞれが、1審原告の有する本件写真の複製権及び公衆送信権の侵害に当たるとともに、1審原告の氏名表示権及び同一性保持権の侵害に当たる。

(2) 1審原告の損害額について

ア 著作権法114条3項に基づく損害額について

1審被告の行為1及び2は、独立した行為ではあるが、それぞれ、1個の著作物である本件写真の一部である右側のペンギンのみを被写体とする部分（右側部分）及び左側のペンギンのみを被写体とする部分（左側部分）を複製及び公衆送信化したものであるから、全体としてみれば1個の著作物を1回利用したものと評価することができる。

このような1審被告の侵害行為の態様に照らすと、本件における著作権法114

条3項に基づく損害額は、本件写真に関する利用料相当額に利用期間を乗じて算定するのが相当である。

イ 発信者情報開示等関係費用のうちの仮処分申立費用について

仮処分申立事件において、裁判所に提出する書類の訳文に係る翻訳料は、民事訴訟費用等に関する法律2条8号の費用に該当し、債権者の申立てが認容された場合には債務者が負担することになるから（民事保全法7条、民事訴訟法61条）、仮処分事件の債権者であって、その申立てが認容された1審原告は、本来、1審被告ではなく同仮処分の債務者から、上記の費用の支払を受けるべきものである。そして、1審原告と1審原告代理人間の委任契約に係る着手金に含まれるとされる英訳費用相当分について、上記債務者ではなく1審被告に負担させるべき特段の事情を認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件訴訟提起に先立つ仮処分申立事件に係る費用のうち上記英訳費用相当分については、1審被告の不法行為と相当因果関係がある損害と認めることはできない。